

## 大仙市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第89条の3に基づき、障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として大仙市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の作成並びに具体化に向けた協議に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる関係機関、団体及び事業者等（以下「団体等」という。）の実務担当者とし、市長が委嘱する。

- (1) 医療機関
- (2) 保健機関
- (3) 学校等教育機関
- (4) 子育て支援機関
- (5) 就労機関
- (6) 商工機関
- (7) 地域福祉機関
- (8) 障がい者団体
- (9) 障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業サービス事業所
- (10) 高齢者支援機関
- (11) 相談支援事業所
- (12) 障がい者及びその家族
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、特に設けないものとする。ただし、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員の補充を行う。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 協議会は、年1回以上開催し、次の各号の事項について協議する。

- (1) 前回の全体会以降の協議状況等
- (2) 今後の協議予定の課題等
- (3) 協議会の運営及び委員の改選等
- (4) その他必要事項

2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、何らかの事情により出席できない場合は、同一団体等から代理者を出席させるものとする。

4 議事は、出席委員の合議のもとに会長が決定する。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 第3条に規定する協議会の委員及び前条第3項並びに同条第5項の規定により出席した者は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(事業の委託)

第9条 市長は、協議会の全部又は一部を、適切な事業運営を行うことができると認める指定相談支援事業者（法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。